

# 事 業 報 告

## 第 9 期

自 平成 27 年 4 月 1 日

至 平成 28 年 3 月 31 日

東京港埠頭株式会社

# 事業報告

自 平成 27 年 4 月 1 日

至 平成 28 年 3 月 31 日

## 1 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当会計年度における世界経済は、米国では雇用・賃金情勢の改善による個人消費が堅調に推移し、物価の伸びは低いものの景気は緩やかに拡大してきました。また、欧州もギリシャのユーロ圏離脱危機を乗り越え、穏やかな回復を続けています。一方、中国をはじめとする新興国の経済は、債務不履行や株安、通貨安が進展し減速傾向となりました。国内経済は、消費税増税の影響が残り、個人消費が伸び悩む中、企業収益は過去最高水準まで増加しましたが、設備投資や賃上げが伸びず、大幅な回復とはなりませんでした。東京港の外貿コンテナ貨物においても、中国経済の減速等を背景に荷動きが停滞し、5年連続で増加していたコンテナ貨物取扱個数が前年比減となりました。

このような事業環境の中で、当社は新中期経営計画～港力(ミナトヂカラ)の強化に向けて～に基づき、東京港の国際貿易拠点港としての機能強化に向けた取組を各事業で着実に実施しました。

外貿埠頭事業では、新たなコンテナターミナルの供用開始に向けた整備を推進するとともに、既存コンテナターミナル等の機能向上を目的としたコンテナクレーンの更新や計画的な施設改修のほか、渋滞緩和のための早朝ゲートオープンの実施や顧客ニーズを踏まえた情報発信内容の充実等、お客様が使いやすい港を目指して質の高いサービスの提供に努め、外貿埠頭の稼働率100%を堅持しました。

内貿埠頭、建設発生土有効利用、環境保全事業では、事業を着実に実施するとともに、お客様のニーズを捉えたサービスを提供しました。

海上公園等の指定管理者関連事業では、お客様の視点に立った利用者サービスの向上や各種イベントによる賑わい創出等、蓄積されたノウハウを活かした管理運営を行なっていました。これらの実績を経て、平成 28 年度から第 3 期目となる公園等指定管理者に選定されました。

#### ① 外貿埠頭事業

外貿埠頭事業では、建設事業として大井コンテナ埠頭のコンテナクレーン製作工事等を実施しました。また、大井・青海コンテナ埠頭、お台場ライナー埠頭、品川・青海公共コンテナ埠頭及び密接関連事業を含めた外貿埠頭の管理によるスケールメリットを活かし、お客様の視点に立ったサービスと管理運営に取り組みました。これにより営業収益は11,077百万円、一方、営業費用は管理費及び一般管理費として2,282百万円、維持修繕費は759百万円、減価償却費は3,394百万円となりました。

総収益は、11,124百万円となり、総費用は、6,604百万円となりました。

## ② 内貿埠頭事業

内貿埠頭事業では、中央防波堤内側内貿埠頭の運営事業として、岸壁部分の管理・運営を実施し、またフェリーターミナルビル等の運営事業として、東京港10号地その2にあるフェリーターミナルビルとその背後地にあるシャースープール等関連施設の賃貸・管理を実施しました。貸付料収入など総収益は435百万円となりました。一方、業務管理費、維持修繕費など総費用は257百万円となりました。

## ③ 建設発生土有効利用事業

建設発生土有効利用事業では、東京都内の公共事業から発生した建設発生土を受け入れ、新海面処分場及び中央防波堤外側処分場等の基盤整備の材料として有効利用を行うとともに、地方港湾の埋立用材として活用する広域利用事業を実施しました。また、水底土砂有効利用事業として、東京港の浚渫土砂を千葉沖の深掘部への環境改善事業として有効利用しました。これらの事業により総収益は4,535百万円となりました。一方、総費用は、工事費、管理経費と合わせて4,575百万円となりました。

## ④ 環境保全事業

環境保全事業では、東京港内の水域の清掃船による港内清掃事業を実施し、東京港内の汚染防止に取り組みました。また、羽田空港周辺の浅場において、水生生物の生育環境を良好な状況に保全するとともに、都民が海釣り等のレクリエーションを楽しめるよう維持管理を実施しました。

総収益は252百万円となりました。一方、総費用は、清掃船舶の運航経費や浅場の稚魚放流事業等を含め289百万円となりました。

## ⑤ 指定管理者関連事業

指定管理者関連事業では、海上公園等の維持管理のほか、船舶への給水事業等を実施し、総収益は2,511百万円となりました。一方、業務管理費、減価償却費など総費用は2,422百万円となりました。

以上、各事業の営業収益から事業間における内部取引を除去した営業収益合計は、18,719百万円となり、営業費用、販売費及び一般管理費13,948百万円を減じた営業利益は4,770百万円となりました。

営業利益に受取利息を含む営業外収益112百万円を加算し、支払利息を含む営業外費用100百万円を減じた経常利益は4,782百万円となりました。

さらに、固定資産処分損等の特別損失を減算した税引前当期純利益は4,710百万円となりました。

法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額を減じた当期純利益は3,054百万円となりました。

## (2) 対処すべき課題

東京港が国内・世界の港湾運営をリードする港としてさらに発展していくためには、港湾管理者等と密接に連携して、持続可能で安定的なサービスを提供し利便性・効率性を高め、船社・港運事業者を始めとするお客様に東京港が選ばれ続ける港となるよう取り組んでいく必要があります。海上公園などの指定管理施設等においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて日本国内だけでなく世界各国から来訪するお客様が、港の景観や水・緑に親しみながら快適に憩うことができる空間を提供することができるよう、多言語の案内やIT環境の整備など利用者サービスを向上させる様々な取組を進めていくことが必要です。

そのために、当社は、平成26年から28年度を計画期間とした中期経営計画～港力(ミナトヂカラ)の強化に向けて～に掲げた取組を着実に実施してまいります。

外貿埠頭事業については、新たなコンテナターミナルの整備を推進するとともに既存コンテナターミナルの機能を強化する取組を着実に実施し、東京港に求められる役割を踏まえ、限られた資源の中で最大限の効果を発揮できる施設を提供してまいります。また、ターミナル周辺道路の渋滞対策に資するゲートオープン時間の拡大の継続や物流動向を踏まえたマーケティングに基づき東京港の利用促進に繋がる様々なサービスの充実を図るとともに、予防保全型維持管理や省エネ設備を積極的に導入する等、技術力を活かして安全かつ環境にやさしい施設の提供を行ってまいります。

内貿埠頭事業、建設発生土有効利用事業、環境保全事業については、引き続き効率的かつ確実な事業の実施並びにお客様サービスの向上に取り組んでまいります。

海上公園等の指定管理者関連事業においては、お客様が安全かつ快適に過ごせるレクリエーション空間を提供する取組を推進するとともに、都民、住民と連携・協働し臨海エリアの賑わいを創出する事業を展開し、お客様に信頼されるホスピタリティを実現してまいります。

## (3) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当期の設備投資の状況は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律等に基づく事業を実施したほか、下表のとおりとなっております。

(単位:百万円)

事業区分	施行箇所	内容	実施額
法律に基づく事業	大井コンテナ埠頭	クレーン製作工事等	1,216
その他事業	中央防波堤外側等	中央防波堤外側コンテナターミナル整備等	1,783
合計			2,999

\*特定外貿埠頭の管理運営に関する法律及び港湾法に基づく事業の財源は、国庫金転貸無利子借入金、港湾管理者無利子借入金、特別転貸債借入金、自主財源で構成され、資金調達額については、次の表のとおりとなっております。

国庫金転貸無利子借入金	407,900 千円
港湾管理者無利子借入金	407,900 千円
特別転貸債借入金	200,100 千円
合 計	1,015,900 千円

上記以外は自主財源を当てております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当事業年度)
営 業 収 益	百万円	20,266	17,641	18,719
経 常 利 益	百万円	4,567	4,493	4,782
当期純利益又は当期 純損失(△)	百万円	2,811	2,824	3,054
一株当たり当期純利 益又は一株当たり当期 純損失(△)	円	5,238	5,261	5,689
総 資 産	百万円	77,036	83,852	81,888
純 資 産	百万円	42,455	45,279	48,333

(5) 主要な事業所

本 社	東京都江東区青海二丁目4番24号
臨港サービス事務所	東京都品川区八潮一丁目1番3号
建設発生土管理事務所	東京都江東区有明四丁目8番6号
公園センター	東京都品川区東八潮一丁目2番

(6) 事業内容

- ① 外貿埠頭事業
- ② 内貿埠頭事業
- ③ 建設発生土有効利用事業
- ④ 環境保全事業
- ⑤ 指定管理者関連事業

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減(△)数	平均年齢	平均勤続年数
181人	△5人	48.7歳	16.1年

注 従業員数には、臨時雇用者数は含まれておりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	事業内容	グループ会社(当社を除く)
株式会社東京臨海ホールディングス	12,000百万円	グループ会社の経営管理	東京臨海熱供給株式会社・株式会社ゆりかもめ・株式会社東京テレポートセンター・株式会社東京ビッグサイト

② 親会社との間の取引に関する事項

ア) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社を統括会社としたグループファイナンスを通じて、資金運用を行っております。預入に当たっては、当該取引の必要性及び金利、その他取引条件が第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。また半期ごとに統括会社より報告を受け、資金運用状況について確認をしております。

イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、預入資金や受取利息等の運用状況について把握し、当社の利益を害するものではないことを確認した上で、当該取引についてその適正性、妥当性の判断をしております。

ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主な借入先

借入先	借入金残高
国土交通省	7,740,527千円
東京都	17,849,183千円

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 536,754株  
普通株式 480,200株  
甲種類株式 56,554株

- (2) 株主数 2名

- (3) 株主の状況

株主名	持株総数	うち普通株式	うち甲種類株式
東京都	296,654株	240,100株	56,554株
株式会社東京臨海ホールディングス	240,100株	240,100株	

- (4) その他株式に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役

地位	氏名	他の法人等の代表状況
代表取締役社長	平野 裕司	
常務取締役	坂内 顕宏	
常務取締役	前田 宏	(八丈島空港ターミナルビル株式会社代表取締役社長(非常勤))
取締役(非常勤)	東郷 修平	(株式会社MOL JAPAN代表取締役社長)
取締役(非常勤)	黒田 晃敏	(一般社団法人日本港運協会理事長)
取締役(非常勤)	武市 敬	(東京都港湾局長)
監査役	古谷 ひろみ	(東京都港湾局港湾経営部長)

(注) 1 当期中の取締役の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任取締役

平成 27 年 6 月 29 日 東郷 修平

平成 27 年 6 月 29 日 黒田 晃敏

平成 27 年 8 月 1 日 武市 敬

※ 取締役東郷修平は、平成 27 年 6 月 29 日付で取締役(非常勤)に就任しております。

※ 取締役黒田晃敏は、平成 27 年 6 月 29 日付で取締役(非常勤)に就任しております。

※ 取締役武市敬は、平成 27 年 8 月 1 日付で取締役(非常勤)に就任しております。

(2) 退任取締役

平成 27 年 6 月 22 日 池田 潤一郎

平成 27 年 6 月 28 日 鈴木 実

平成 27 年 7 月 31 日 多羅尾 光睦

2 監査役古谷ひろみ氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	東郷 修平	当事業年度開催の取締役会に関して、主にこれまでの経歴を通じて培った知識・見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
取締役	黒田 晃敏	当事業年度開催の取締役会に関して、主にこれまでの経歴を通じて培った知識・見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
取締役	武市 敬	当事業年度開催の取締役会に関して、主にこれまでの経歴を通じて培った知識・見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
監査役	古谷 ひろみ	当事業年度開催の取締役会に関して、主に業務執行を監査する観点から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

#### 株主総会決議に基づく報酬額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	3人	42,780千円	株主総会承認限度額 50,000千円
合計	3人	42,780千円	

(注) 期末現在の人員は、取締役6名、監査役1名ですが、支給人員と相違しているのは次の理由によります。

- ①取締役については、無報酬の非常勤取締役3名が存在していること。
- ②監査役については、無報酬であること。

### 5 会計監査人

名称 新日本有限責任監査法人

### 6 業務の適正を確保するための体制等

平成20年3月21日に開催した第1回取締役会において決議した内部統制システム基本方針を平成27年7月22日に開催した第54回取締役会において一部改正し、業務の適正を確保するための体制等を次のとおり整備しております。

#### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理及び親会社への報告に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び別に定める文書管理基準表に基づき適切に保存し、管理しております。
- ② 取締役の職務の執行については、「子会社管理規程」及びこれに基づき締結する子会社の業務運営に関する協定により、親会社への協議又は報告を行っております。

[運用状況の概況]

- ア) 「文書管理規程」及び別に定める文書管理基準表に基づき、決定文書等を適切に保存し、管理しております。
- イ) 「子会社管理規程」及びこれに基づき締結する子会社の業務運営に関する協定により、親会社への協議又は報告を遅滞なく行っております。

#### (2) 損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制

不測の災害等当社の企業価値を大幅に低下させるおそれのある重大な事態が発生した場合、損害の発生を最小限にとどめる体制を整えるとともに、直ちに親会社に報告し、連携して対応するものとしております。

〔運用状況の概況〕

「リスク管理規程」に基づき、リスク対応について、当年度の年間活動計画を作成し、「大規模地震発生時初動対応訓練」及び「情報セキュリティ緊急時対応訓練」等を実施しました。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役の職務を執行するにあたって必要な指揮系統・決裁等の体制については、「組織規程」及び「事案決定規程」において定めております。

〔運用状況の概況〕

「組織規程」及び「事案決定規程」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行する体制を整備しております。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、企業活動のあらゆる場面において関係法令や定款を厳格に遵守するものとしております。
- ② 業務の適正を確保する体制を確立するため、常務取締役をコンプライアンス担当役員とし、コンプライアンス担当役員は、監査役と協力して未然に法令定款違反を防止しております。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、直ちに適切な処置をとるとともに当社及び親会社の取締役会及び監査役に報告します。
- ④ 法令遵守上、疑義ある行為の早期発見、是正を図るため、「内部通報に関する規程」を整備し、運用しております。

〔運用状況の概況〕

ア) 「内部監査規程」に基づき、当社の内部監査を適切に実施しました。

イ) コンプライアンス意識の維持・向上を図るため、取締役及び全社員にコンプライアンス研修を実施しました。

ウ) 「内部通報に関する規程」が適切に運用できるよう、上記研修を通じ、全社員に周知しております。

(5) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は、監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として監査役補助者を任命します。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、また、監査役は、監査役補助者に対する取締役からの指揮命令が自らの職務を執行する妨げになると認めた場合、取締役に対して、その指揮命令を変更又は撤回するよう、求めることができるものとしております。
- ③ 監査役補助者に対して評価を行う場合は、監査役と協議を行わなければならないものとしております。また、監査役補助者に対して異動又は懲戒処分を行う場合は、事前に監査役の承

認を得なければならないものとしております。

[運用状況の概況]

監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の命令を受けておらず、取締役からの独立性を確保しております。

(6) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人は、当社の業務の適正を確保するために必要な重要事項について、当社の監査役に対して速やかに報告するものとしております。
- ② 当社の取締役及び使用人は、親会社の監査役から当社の業務の適正を確保するために必要な重要事項について報告を求められた場合、速やかに報告を行なうものとしております。
- ③ 当社の監査役は、前①及び②の報告の適正を確保するため、当社の取締役、会計監査人又は親会社の取締役、会計監査人及び監査役と必要に応じて意見交換を行っております。

[運用状況の概況]

ア) 当社の取締役は、監査役の出席する取締役会等重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行っております。

イ) 当社の取締役及び使用人は、その他の重要な事項について、随時監査役に報告を行っております。

ウ) 親会社の取締役のうち一人以上の者は、当社の取締役を務めています。

エ) 会計監査人は、必要に応じて、監査役との意見交換を行っております。

(7) 前(6)の①及び②の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

前(6)の1及び2の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、異動、評価及び懲戒処分等の不利な取り扱いをしないものとしております。

[運用状況の概況]

当該報告をしたことを理由として、異動、評価及び懲戒処分等の不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を全社員に周知しております。

(8) 監査役の役職の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が当社に対して、当該職務の執行について生ずる費用の前払等を請求した場合、取締役は当該請求に係る費用等が監査役の職務の執行に必要なでないことを認めた場合を除き、速やかに当該費用等を処理するものとしております。

[運用状況の概況]

監査役の請求に応じて、会社法の定めに基づき適切に対応するものとしております。